

【新事業用賃貸総合補償保険の概要】		
保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
①火災、落雷・破裂・爆発	実際の損害の額(再調達価額) ・設備・備品等補償保険金額限度	【保険の対象とならない次の物等に生じた損害】 ・家財、商品・製品等 ・自動車(自動三輪車・自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除く。)、船舶および航空機 ・通貨、小切手、有価証券、預貯金証書、乗車券等、商品券、チケット類等(業務用の通貨、預貯金証書の盗難による損害が生じた場合を除く。) ・貴金属、腕時計、宝玉、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品、パソコン、カメラで1個または1組の価額が30万円を超える物(盗難による損害が生じた場合を除く。) ・稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物 ・テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずる物 ・動物および植物
②風災、雹災、雪災		・1事故につき100万円限度
③物件外部からの物体の落下、飛来、衝突等		・貴金属、腕時計、宝玉、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品、パソコン、カメラは、1個または1組の損害の額が30万円を超える場合、その損害の額を30万円とみなす
④漏水、放水、溢水による水濡れ		・1事故につき100万円限度
⑤騒擾、集団行動、労働争議		・貴金属、腕時計、宝玉、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品、パソコン、カメラで1個または1組の価額が30万円を超える物(盗難による損害が生じた場合を除く。)
⑥盗難 [*] による盗取、損傷、汚損 ※所轄の警察署にて被害届出を行い、受理された場合		・1事故につき100万円限度
⑦保険契約証記載の物件内における業務用通貨・預貯金証書 [*] の盗難 ※預貯金証書は、預貯金先に被害届出を行い、かつ盗難にあつた預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出された場合		・業務用通貨は1事故につき20万円限度 ・業務用預貯金証書は1事故につき200万円限度
⑧水災 (床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水)		設備・備品等補償保険金額×5%
罹災時諸費用保険金(上記①～⑤の場合)		設備・備品等保険金×20% ・1事故につき100万円限度
残存物取扱費用保険金(上記①～⑤の場合)		実費 ・設備・備品等保険金×10%限度
地震火災費用保険金 (地震等による火災で保険の対象を収容する物件が半焼以上または保険の対象が全焼の場合)		設備・備品等補償保険金額×5%
修理費用保険金 (上記①～⑥の事故により損害を受けた物件を貸主との契約に基づきまたは緊急的に自己の費用で修理した場合)	実費 ・1事故につき100万円限度	《設備・備品等保険金／費用保険金》 ・保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ・保険契約者または被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触 ・事故の際ににおける保険の対象の紛失または盗難 ・保険の対象が屋外にある間に生じた盗難 ・風、雨、雪、雹、砂塵等の吹込み、しみこみ、漏入 ・借用施設を貸主に明け渡す際の原状回復費用および明け渡した後に発見された借用施設の損壊 《賠償損害保険金》 ・保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意 ・借用施設の修理、改造または取りこわし等によって生じた損害 ・被保険者の心神喪失または指図によって生じた損害 ・借用施設を貸主に引渡した後に発見された借用施設の損壊に起因する損害賠償責任 ・被保険者と借用施設の貸主または第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ・被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ・被保険者の使用者が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ・排水・排気(煙を含む。)または廃棄物に起因する損害賠償責任 ・医療行為を行う者のあんま、マッサージ、指圧、はり、きゅうまたは柔道整復等、身体の整形(理容・美容等を含む。)、診療、治療、看護、医薬品の調剤等の仕事の遂行上の過失に起因する損害賠償責任 ・航空機、昇降機、自動車または対象施設外における船・車両もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ・被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ対象施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任 ・仕事の完成(仕事の目的物の引渡しを要するときは引渡し)または放棄の後に仕事の結果に起因する損害賠償責任 ・給排水管、冷暖房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家用器具、スプリンクラーその他既設の設備・装置類の欠陥、劣化またはさびに起因する損害賠償責任
損害防止費用(上記①の場合)		実費 ・損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または妥当な費用
施設賠償損害保険金 保険契約証記載の物件の使用、管理または施設の用法に伴う仕事の遂行に起因する偶然な事故により被保険者に対して負担する法律上の損害賠償責任	損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用等 ・1事故につき賠償責任補償保険金額限度	●保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ・借用施設の修理、改造または取りこわし等によって生じた損害 ・被保険者の心神喪失または指図によって生じた損害 ・借用施設を貸主に引渡した後に発見された借用施設の損壊に起因する損害賠償責任 ・被保険者と借用施設の貸主または第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ・被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ・被保険者の使用者が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ・排水・排気(煙を含む。)または廃棄物に起因する損害賠償責任 ・医療行為を行う者のあんま、マッサージ、指圧、はり、きゅうまたは柔道整復等、身体の整形(理容・美容等を含む。)、診療、治療、看護、医薬品の調剤等の仕事の遂行上の過失に起因する損害賠償責任 ・航空機、昇降機、自動車または対象施設外における船・車両もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ・被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ対象施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任 ・仕事の完成(仕事の目的物の引渡しを要するときは引渡し)または放棄の後に仕事の結果に起因する損害賠償責任 ・給排水管、冷暖房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家用器具、スプリンクラーその他既設の設備・装置類の欠陥、劣化またはさびに起因する損害賠償責任
借家人賠償損害保険金 保険契約証記載の物件が火災、破裂・爆発、盗難もしくは給排水設備に生じた事故に伴う漏水等により損害を受けたため、被保険者が物件の貸主に対して負担する法律上の損害賠償責任		●保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ・借用施設の修理、改造または取りこわし等によって生じた損害 ・被保険者の心神喪失または指図によって生じた損害 ・借用施設を貸主に引渡した後に発見された借用施設の損壊に起因する損害賠償責任 ・被保険者と借用施設の貸主または第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ・被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ・被保険者の使用者が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ・排水・排気(煙を含む。)または廃棄物に起因する損害賠償責任 ・医療行為を行う者のあんま、マッサージ、指圧、はり、きゅうまたは柔道整復等、身体の整形(理容・美容等を含む。)、診療、治療、看護、医薬品の調剤等の仕事の遂行上の過失に起因する損害賠償責任 ・航空機、昇降機、自動車または対象施設外における船・車両もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ・被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ対象施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任 ・仕事の完成(仕事の目的物の引渡しを要するときは引渡し)または放棄の後に仕事の結果に起因する損害賠償責任 ・給排水管、冷暖房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家用器具、スプリンクラーその他既設の設備・装置類の欠陥、劣化またはさびに起因する損害賠償責任

- この保険は「再調達価額」(同じものを再取得するために必要な金額)基準で保険金額を限度に実際の損害額をお支払います。
- 上記以外の保険金をお支払いできない場合については、普通保険約款および特約をご確認ください。
- このパンフレットは保険の概要を説明したもので、この保険の詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

事業用



人と住まいをつなぎます。

宅建ファミリー

テナントの保険

新事業用賃貸総合補償保険

この保険は賃貸物件(事業所)内に収容されたお客様の設備・備品等の補償に加え、家主や第三者への賠償責任の補償も含まれています。

お問合せ(お客様専用)

フリーダイヤル
0120-0810-62
(受付時間: 平日9:00~17:00)

万一事故が発生した場合

フリーダイヤル
0120-0810-75
遅滞なく上記フリーダイヤルへご連絡ください。(365日24時間対応)

⚠️ご注意

ご退去される場合は、保険契約の解約または住所変更のお手続きをお願いします。

※解約日から保険終期まで1か月以上ある場合、その期間に応じて解約返戻金をお支払いたします。

共同保険について

この保険は、弊社および株式会社宅建ファミリーパートナーの共同保険としてお引受けし、両社は保険契約証記載のそれぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。また、幹事少額短期保険業者である弊社は、株式会社宅建ファミリーパートナーの業務および事務の代理・代行を行います。

ご契約にあたってのご注意

- 新事業用賃貸総合補償保険は、事務所・店舗等の不動産賃貸物件に収容の設備・備品等を補償の対象としています。なお、物件に収容された商品・製品等につきましては補償の対象外となりますのでご注意ください。
- ご契約に際しては、重要事項説明書(「契約概要」および「注意喚起情報」)を必ずご一読の上、内容を充分にご確認ください。
- ご契約内容が「お客様のご希望に沿った内容となっていること」、「お引受けするご契約の内容や保険金額が適切であること」をご確認いただくため、保険契約申込書の「お客様のご意向・お申込み内容等確認欄」につきましても、必ずご回答いただけますようお願いいたします。
- 契約タイプは、別にお渡しする保険料表または保険契約申込書に記載の契約タイプ一覧表よりお選びください。
- この保険と同一の損害を補償する他の保険等を契約している場合には必ずお申出ください。(他の保険契約が弊社の契約の場合、重複して加入できない場合があります。)
- 弊社では、地震保険のお引受けはできません。
- 事故が起きたとき、または退去などご契約内容に変更が生じたときは、遅滞なく取扱代理店または弊社までご連絡ください。
- 賠償事故が発生した場合は、解決にあたり事前に弊社の承認が必要ですのでご相談ください。
- この保険は、クーリングオフ制度の対象外です。ご契約のお申込みの撤回を行うことはできませんのでご注意ください。
- 取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。

 株式会社宅建ファミリー共済
〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-11 住友不動産九段北ビル
ホームページ: <https://www.takken-fk.co.jp>

K00303-036000-202209(TP)

補償	①火災、落雷、破裂・爆発 	②風災、雹災、雪災 	③物件外部からの物体の落下、飛来など 	④漏水などによる水濡れ 	⑤騒擾・集団行動等に伴う暴力行為 	⑥盗難による盗取、損傷、汚損 	⑦業務用通貨・預貯金証書の盗難 	⑧水災
	※給排水設備の事故、他人の戸室に生じた事故による場合(給排水設備自体に生じた損害)は、お支払いできません。	※100万円限度	※業務用通貨20万円限度 預貯金証書200万円限度	※床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水の場合				
罹災時諸費用	①～⑤の事故により保険金が支払われる場合に、臨時に生じる諸費用 [設備・備品等保険金×20% (1事故につき100万円限度)]							
費用補償	①～⑤の事故により保険金が支払われる場合に、損害を受けた残存物の取片づけに必要な費用 [設備・備品等保険金×10%限度]							
修理費用	①～⑥の事故により借用物件に損害が生じた場合の修理費用 [1事故につき100万円限度]							
損害防止費用	①の事故の損害の発生または拡大の防止のための費用 [実費]							

賠償責任補償

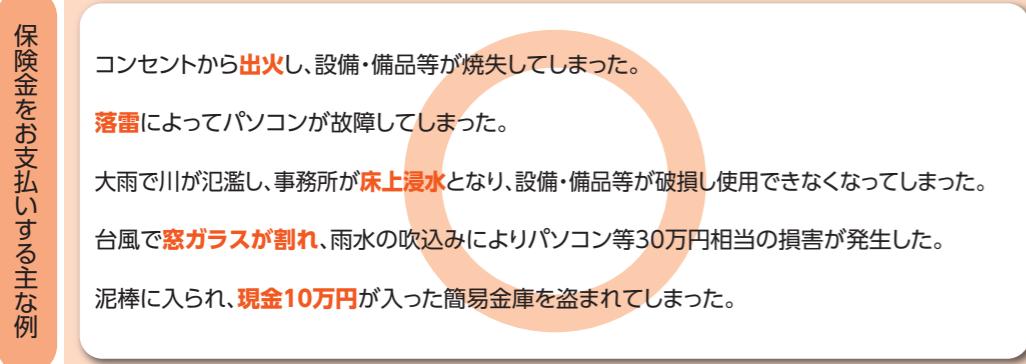


この保険にセットされる特約

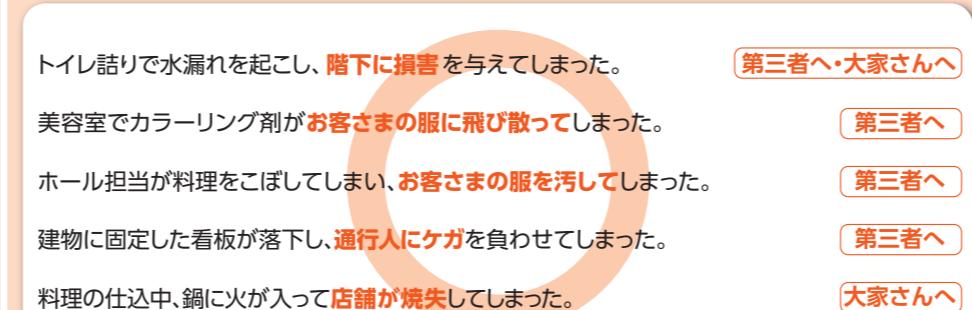
<併用の住居部分に収容の家財に関する特約>

保険の対象である設備・備品等を収容する建物に併用の住居部分がある場合、収容されている被保険者所有の家財も保険の対象として取扱い、併用住宅の住居部分も含め賠償責任保険の対象とする特約です。(ただし、日常生活に起因する事故は除きます。)
※個人事業主向けの特約であり、法人契約にセットすることはできません。

設備・備品等補償



賠償責任補償



お引受けできない物件・主な業種

専有面積	330m ² を超える物件
※専有面積が330m ² 以下の物件でも、以下の業種のいずれかに該当する場合はお引受けできません。	
業種	<ul style="list-style-type: none"> ●老人福祉・介護施設(デイケアサービスを含む) ●未就学児のみを対象とする文教施設(保育園、幼稚園、幼児教室等) ●作業所(使用する動力が1.5kW以上または電力が10kW以上の作業所) ●性風俗関連、風営法に該当する飲食店 ●ガソリンスタンド、LPガス販売店 ●銭湯、温泉、岩盤浴、砂風呂 ●刺青、タトゥー、ボディペイント ●コインランドリー 等 <p>上記以外にもお引受けできない業種があります。詳細につきましては取扱代理店または弊社までお問合せください。</p>

